

○総務省令第二号
経済産業省

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号）及び電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第二十三号）の施行に伴い、電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第五条第二項（同法第八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十九日

総務大臣 武田 良太

経済産業大臣 梶山 弘志

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十九年^{総務省}経済産業省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

		<p>(認定の申請等)</p> <p>第三条 法第五条第二項の申請書は、様式第一の認定申請書によるものとする。</p> <p>2 法第五条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 法第五条第二項第三号イからヘまでに掲げる場合に該当する場合において、別表の上欄に掲げる場合に依りて、それぞれ同表の下欄に掲げる書類(前号の書類を除く。)</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>〔3 略〕</p> <p>(変更の認定の申請)</p> <p>第七条 〔略〕</p> <p>2 法第八条第二項において読み替えて準用する法第五条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 法第五条第二項第三号イからヘまでに(同号ニを除く。)に掲げる場合に該当する場合において、別表の上欄に掲げる場合に依りて、それぞれ同表の下欄に掲げる書類</p> <p>〔二 略〕</p>	
場 合	書 類	法第五条第二項第三号イの場合	電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。)様式第一の申請書、施行規則様式第二による誓約書及び施行規則第四条第四項各号に掲げる書類
法第五条第二項第三号ロの場合	〔略〕		
法第五条第二項第三号ハの場合	〔略〕		

改正前

		<p>(認定の申請等)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 法第五条第二項第三号イからニまでに掲げる場合に該当する場合において、別表の上欄に掲げる場合に依りて、それぞれ同表の下欄に掲げる書類(前号の書類を除く。)</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>(変更の認定の申請)</p> <p>第七条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 法第五条第二項第三号イ、ロ及びニに掲げる場合に該当する場合において、別表の上欄に掲げる場合に依りて、それぞれ同表の下欄に掲げる書類</p> <p>〔二 同上〕</p>	
場 合	書 類	法第五条第二項第三号イの場合	電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。)様式第一の申請書、施行規則様式第二による誓約書及び施行規則第四条第三項各号に掲げる書類
法第五条第二項第三号ロの場合	〔同上〕		
法第五条第二項第三号ハの場合	〔同上〕		

<p>[5 略] [備考 1・2 略]</p>	<p>[5 同左] [備考 1・2 同左]</p>
--------------------------------	----------------------------------

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。